

1 法令名

火力発電所大気汚染物排出基準(GB13223-2003)

Emission standard of air pollutants for thermal power plants (GB13223-2003)

2 制定年月

2003 年 12 月 30 日

3 発効年月

2004 年 1 月 1 日

4 法令の概要

4.1 目的

生活環境と自然環境の保全を図り、人々の健康を確保し、環境管理を強化するために、火力発電所大気汚染物の排出基準を規定し、制限する。

4.2 規制対象

本基準は、火力発電所の違うタイムラインで大気汚染物の最高排出許容値を規定し、現在の火力発電所の排出管理に適用するほか、その建設プロジェクトの環境影響評価、設計、竣工時の認定及び使用段階での大気汚染物の排出管理に適用する。

本基準は、単機出力 65t/h 以上の除層燃焼炉、ホーベラ炉外の石炭燃焼発電ボイラ、各種容量の石炭コールボイラ、単機出力 65t/h 以上の重油発電ボイラ、各種容量のガス発電等の火力発電所に適用する。また、単機出力 65t/h 以上のサトウキビ滓、木の皮等の有機燃料の発電ボイラは本基準を参照、ボタ等を主な燃料の資源を総合利用する火力発電ボイラの汚染物の排出管理をする場合にも適用する。

本基準は、生活ごみ、危険廃棄物を燃料とする火力発電所には適用されない。

4.3 規制内容

(1) 本基準では、煙塵排出濃度許容値、排煙黒度制限値、二酸化硫黄濃度制限値、窒素酸化物排出濃度許容値、が規定されている。

(2) 二酸化硫黄の濃度制限値に関して、本標準の実施をする前に、環境影響評価報告書の認可が下りた第 2 段階の脱硫ユニット、2015 年 1 月 1 日から、400mg/m³の制限値で執行する。ボタ等を主な燃料の資源を総合利用する火力発電ボイラの場合、800mg/m³の制限値で執行する。

(3) 火力発電ボイラは HJ/T75 の規定に従って排煙濃度を測定する連続測定

計器を取り付ける必要がある。

(4) 火力発電所の大気汚染物排出基準は本基準に従うほか、国や地方が定められた総量排出コントロール指標を守らなければならない。

5 法令が入手できる URL

中国環境保護部 Web サイト

http://www.mep.gov.cn/tech/hjbz/bzwb/dqhjbh/dqgdwrywrwpfbz/200401/t20040101_67373.htm